2　法附則第三条第三項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限り、法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄第二号イに掲げる活動

二　平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格（平成二十一年改正前入管法別表第一の四の表の研修の在留資格の下で修得した技能等に習熟するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づき、当該技能等に係る当該機関の業務に従事する活動（以下「技能実習特定活動」という。）を指定されたものに限る。）をもって行う技能実習特定活動

3　法附則第三条第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第一号ロに係るものに限り、法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動

二　平成二十一年改正前入管法別表第一の四の表の研修の在留資格をもって行う同表の研修の項の下欄に掲げる活動

4　法附則第三条第五項の主務省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第二号ロに係るものに限り、法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって行う同表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動

二　平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格（技能実習特定活動を指定されたものに限る。）をもって行う技能実習特定活動

（相当技能実習計画）

第三条　法附則第四条の規定により読み替えて適用される法第九条第四号に規定する主務省令で定める計画は、旧技能実習在留資格者等（法附則第三条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等をいう。）からの旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格に係る旧入管法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項若しくは第二十一条第二項の申請又は平成二十一年改正前入管法別表第一の五の表の特定活動の在留資格若しくは平成二十一年改正前入管法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項若しくは第二十一条第二項の申請の際に地方入国管理局に提出された技能実習計画とする。

別表第一

一　農業関係（二職種六作業）

職種	作業	試験	試験実施者
耕種農業	施設園芸	農業技能評価試験	一般社団法人全国農業会議所
	畑作・野菜		
	果樹		
畜産農業	養豚	農業技能評価試験	一般社団法人全国農業会議所
	養鶏		
	酪農		

二　漁業関係（二職種九作業）

職種	作業	試験	試験実施者
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁船漁業技能評価試験	一般社団法人大日本水産会
	延縄漁業		
	いか釣り漁業		
	まき網漁業		
	ひき網漁業		
	刺し網漁業		
	定置網漁業		
	かに・えびかご漁業		
養殖業	ほたてがい・まがき養殖作業	養殖業技能評価試験	一般社団法人大日本水産会

三　建設関係（一職種四作業）

職種	作業	試験	試験実施者
建設機械施工	押土・整地作業	建設機械施工技能評価試験	一般社団法人日本建設機械施工協会
	積込み作業		
	掘削作業		
	締固め作業		

四　食品製造関係（六職種十一作業）

職種	作業	試験	試験実施者
缶詰巻締	缶詰巻締	缶詰巻締技能評価試験	公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会
食鳥処理加工業	食鳥処理加工作業	食鳥処理加工業技能評価試験	一般社団法人日本食鳥協会
加熱性水産加工食品製造業	節類製造	水産加工食品製造業技能評価試験	全国水産加工業協同組合連合会
	加熱乾製品製造		
	調味加工品製造		
	くん製品製造		
非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造	水産加工食品製造業技能評価試験	全国水産加工業協同組合連合会
	乾製品製造		
	発酵食品製造		